平成２５年（フ）第５号
神戸市西区池上４丁目17番地の９
債務者　田中　義猛
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２９５号
愛知県半田市乙川八幡町２丁目66番地　竹内Ｂ号
債務者　杉浦　雄一
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５００号
愛知県春日井市乙輪町３丁目52番地
債務者　居酒屋けいちゃんこと鉄板ＫＥＩこと渡辺恵子こと加藤恵子こと　洪　　克子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１号
愛知県東海市名和町堂ノ前31番地の１　シェスタ名和401号、従前の住所愛知県東海市名和町寄山33番地４
債務者　吉田　　保
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目９番地16　成田アパート８号
債務者　工藤　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４号
青森県弘前市大字境関字富岳８番地３　タウンハウストミタケ11号
債務者　柴田　嘉人
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１８号
青森県弘前市大字富田町128番地　岩間アパート１号
債務者　柿崎　大輔
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１８９号
松江市東津田町2168番地148
債務者　石倉　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５８７号
名古屋市中村区上石川町１丁目37番地
債務者　ＭＩＤインテリアこと　三宅　美孝
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２６７号
宮城県加美郡加美町字新小路174番地の４
破産者　株式会社今健商店
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
福岡県行橋市西宮市５―５―10　グレイスヴィラ201号、開始決定時の住所・住民票上の住所長崎県長崎市西山１丁目２番１号
破産者　関　　太
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９４４号
愛知県知多市にしの台１丁目2310番地
破産者　有限会社フィット内装
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０２８号
名古屋市千種区上野２丁目４番１号
破産者　有限会社ロータリー
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
三重県四日市市下海老町字赤坂574番地６
破産者　有限会社パーティージーン
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第８号
三重県四日市市桜台２丁目５番地159、開始決定時の住所三重県四日市市桜町6470番地８
破産者　市川　文則
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８６９３号
大阪市平野区長吉川辺３丁目14番21号
破産者　株式会社サカエ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９４号
大阪市平野区長吉川辺３丁目14番21号
破産者　株式会社アド・ファースト
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１３７号
大阪市中央区谷町１丁目４番２号　大阪オルガンビル
破産者　株式会社ネクストエンジニアリング
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８６号
大阪市北区東天満１丁目６番16号
破産者　クリーンフライヤー販売有限会社
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部